

手当金申請必要書類一式

申請に必要な項目		確認できる書類	備考
肥育豚	個体情報 生年月日・ 品種・導入日等	自農場の記録 導入伝票 等	個体の日齢が不明であっても、豚房内の平均日齢を記録しておく。
	販売価格	出荷伝票 等	一定期間(半年～1年程度)必要。 通常平均取引価格が確認できる記録が必要。 販売価格は消費税を抜いた価格を用いるため、消費税額が分かる書類が必要。 書類がない場合には、直近の畜産物生産費調査を用いる。
	出荷日齢	台帳の記録 出荷伝票 等	一定期間(半年～1年程度)必要。 通常平均出荷日齢を確認する必要あり。 正確な記録が存在しない場合には、通常出荷すると畜場における同等の家畜の平均出荷日齢を用いる。
	子豚の 導入価格	台帳の記録 導入伝票 等	全頭分の伝票がない場合は品種毎(導入価格が異なるもの)の直近の伝票が必要。 消費税額が分かる書類が必要。 通常平均導入価格が確認できる情報が必要。
繁殖雌豚	個体情報 生年月日・ 品種・産歴・導入日等	母豚カード 台帳の記録 導入伝票 等	
	大貫(廃用)出荷価格	出荷伝票 等	一定期間(半年～1年程度)必要。 通常平均取引価格が確認できる情報が必要。 販売価格は消費税を抜いた価格を用いるため、消費税額が分かる書類が必要。 正確な記録がない場合には、同等の家畜の平均取引価格を用いる。
	廃用日齢	台帳の記録 出荷伝票 等	一定期間(半年～1年程度)必要。 通常平均廃用日齢が確認できる情報が必要。 正確な記録がない場合には、同等の家畜の平均廃用日齢又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令に従い償却開始年齢(1歳)＋耐用年数(3年)の4年(1,460日齢)とする。
	初産時日齢	台帳の記録	正確な記録がない場合や極端に遅い場合、365日齢(8か月齢で種付け＋4か月妊娠)とする。
	種付日	台帳の記録	正確な記録がない場合には、家保職員等が繁殖サイクルから推定。
	受胎の有無	獣医師による診断書 台帳の記録 等	獣医師の診断書がない場合には、発情回帰が見られなかった記録を提出する。 種付け後21日以上経過したものが対象。
	分娩頭数	台帳の記録	正確な記録がない場合には、同等の家畜の平均分娩頭数を用いる。
	導入価格	台帳の記録 導入伝票 等	全頭分がない場合は品種毎(導入価格が異なるもの)の直近のものでも可。 消費税額が分かる書類が必要。 正確な記録がない場合には、同等の家畜の平均取引価格を用いる。
種雄豚	個体情報 生年月日・ 品種・性別・導入日等	台帳の記録 導入伝票 等	
	大貫(廃用)出荷価格	出荷伝票 等	一定期間(半年～1年程度)必要。 通常平均取引価格が確認できる情報が必要。 販売価格は消費税を抜いた価格を用いるため、消費税額が分かる書類が必要。 正確な記録がない場合には、同等の家畜の平均取引価格を用いる。
	廃用日齢	台帳の記録 出荷伝票 等	一定期間(半年～1年程度)必要。 通常平均廃用日齢が確認できる情報が必要。 正確な記録がない場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に従い償却開始年齢(2才)＋耐用年数(3年)の5年(1,825日齢)とする。
	供用開始日齢	台帳の記録	正確な記録がない場合、中央畜産会 養豚飼養管理技術に従い8か月齢(243日齢)とする。
	繁殖能力の持続期間	台帳の記録 個体毎検査データ	正確な記録がない場合、中央畜産会 養豚飼養管理技術18か月齢(547日齢)とする。
	導入価格	台帳の記録 導入伝票 等	全頭分がない場合は品種毎(導入価格が異なるもの)の直近のものでも可。 消費税額が分かる書類が必要。 正確な記録がない場合には、同等の家畜の平均取引価格を用いる。
汚染物品 (飼料・薬品等)	残量	台帳の記録	タンク内の残量や袋の残量を家保職員等が確認・記録を行う。
	購入価格	伝票 等	実際に焼埋却した飼料や薬品等の購入価格が確認できる情報が必要。 消費税額が分かる書類が必要。

台帳の記録等を提出する場合で、数字や日付しか書かれていないものについては、その数字が何を意味するのか、どの豚に対応するものか等、家保職員等に詳細に説明してください。